

千葉明德短期大学における公的研究費の適正な使用のための基本方針

令和5年11月10日

学長 由田 新

千葉明德短期大学（以下「本学」という。）における科学研究費補助金等の公的研究費の適正な使用を確保するため、不正防止対策の基本方針を次のとおり定める。

- 第1 研究者は、公的研究費が、機関としての本学に交付される場合のみならず、自らの発意に基づいて獲得され、研究者個人への補助の性格を持つ場合であっても、その原資が国民の税に由来し、わが国の科学研究の推進のために負託された公的な性格を有するものであること並びにその帰結として公的研究費の管理責任は機関管理を行う本学にあり、研究者はその管理に服すべきことを深く認識しなければならない。
- 第2 前項の認識に基づき、研究者及び職員は、公正かつ効率的・効果的な公的研究費の使用に努めるとともに、その執行を行うに当たっては公的研究費に係る法令等並びに本学の諸規程を遵守し、虚偽使用・目的外使用・期間外使用等の不正な使用は行ってはならない。
- 第3 研究者は、公的研究費に関する学内の研修会・説明会に積極的に参加し、公的研究費の使用ルール等の理解に努めなければならない。職員は、学内外の研修会・説明会に積極的に参加し、公的研究費に係る関係法令等の知識を習得すると共に、資金の管理、内部統制等の専門的知識の習得に努め、公的研究費の適正かつ効率的・効果的な執行を確保すべく、その事務処理に当たらなければならない。
- 第4 研究者及び職員は、公的研究費の使用について不正があることを知ったときは、本学の定める通報窓口に通報しなければならない。